

調 達 品 目 表

調達要求番号		作成部課	補給本部航空機部航空機管理課
調達要求年月日		作成年月日	
仕様書番号	C & L P S - B 9 9 4 8 7 - 1 5		

品名	カタログ製品名 <sup>a)</sup>	数量・単位	契約不適合 修補等請求 期限の表示
圧力検査装置	(株)ネツレンハイメック A 7 1 9 P - 5 0 0 7 B 又は 同等以上のもの (他社の製品を含む。)	E A	#

注<sup>a)</sup> この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定する際の参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。

#### 1.4 引用文書

##### a) 規格

J I S B 7 5 0 5 - 1 アネロイド型圧力計—第1部：ブルドン管圧力計

##### b) 法令等

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）

#### 2 製品に関する要求（同等とする性能等）

##### 2.1 要求諸元

- a) 動力源 窒素ガス
- b) 昇圧能力 41 MPa 以上
- c) 蓄圧能力 41 MPa 以上
- d) 蓄圧量 1 L 以上
- e) 高圧ガス保安法に対応していること。
- f) 使用する圧力計は、J I S B 7 5 0 5 - 1 のブルドン管圧力計とする。

##### 2.2 機能・性能

サプライチェーン・リスクへの対応に関する要求事項を適用する。

#### 5.1 提出書類

高圧ガス保安法に基づく届出に必要な書類を1部提出するほか、次による。

- a) 類別原資料 必要
- b) 取扱説明書 必要
- c) 特定化学物質等の資料 必要
- d) 貴金属等管理資料 必要

## 5.2 附属品 ( 本体 1 E A あたりの数量 )

附属品は、次による。ただし、会社標準附属品に含まれる場合又は性能上不要な場合は除く。

- |    |                                  |       |
|----|----------------------------------|-------|
| a) | 基準圧力計 ( 0 ~ 1 MPa, $\phi$ 150 )  | 1 E A |
| b) | 基準圧力計 ( 0 ~ 5 MPa, $\phi$ 150 )  | 1 E A |
| c) | 基準圧力計 ( 0 ~ 35 MPa, $\phi$ 150 ) | 1 E A |
| d) | 基準圧力計 ( 0 ~ 50 MPa, $\phi$ 150 ) | 1 E A |
| e) | 基準圧力計 ( 0 ~ 70 MPa, $\phi$ 150 ) | 1 E A |
| f) | 接続接手 ( P F 1 / 2 メス )            | 1 E A |
| g) | 接続接手 ( P F 3 / 8 メス )            | 1 E A |
| h) | 接続接手 ( P F 1 / 4 メス )            | 1 E A |
| i) | 接続ホース ( 4 m )                    | 2 E A |